

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社  
支社長 阪本 未来子 殿

東日本旅客鉄道労働組合  
大宮地方本部  
執行委員長 森田勝美

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく

## 時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

大宮地本は、平成27年度「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」締結以降も、この間の議事録確認の履行状況と36協定違反防止を目指し、職場の検証を進めてきました。

しかし、大地申7号（2015年12月2日申し入れ）にて議論してきたとおり、日の8時間の限度時間を超過する36協定違反を発生させてしまいました。団体交渉では、委員会活動が過度になり管理しきれない、職場現実が露わになり問題意識を一致してきました。従ってコンプライアンス違反を繰り返さぬように改めてマイプロジェクト同様、委員会活動についても概ね月2回2時間程度と指導すべきとの考えに至りました。

また、各系統とも逼迫した要員問題を抱えながらも、各種施策や度重なる緊急点検・調査等の業務量の増加に疲弊感を持っています。特に、車掌職場においては要員不足により「休みたいときに休暇をとれない」との声があげられ、その現実には時季変更権の件数で如実に表れています。

従って、法令遵守を基に正常な経営を行う上で重要な職場において発生している問題の根本原因を掴みだし、問題解決を図ることを改めて労使の共通認識とすべきです。

この間、労使で積み上げた成果を確認・継承しつつ「安全・健康・ゆとり」を確保し、真の働きがいある職場の構築を目指し、下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答を要請します。

～記～

1. 各系統の年次有給休暇の失効数を明らかにすること。また、各車掌区における月毎の時季変更権行使の数、年次有給休暇の使用日数、休日勤務の件数及び時間外労働（一般）の実績を明らかにすること。
2. 車掌職場において、休暇の取得や休職等の制度を活用した場合においても正常に業務を運営できるように、適正な要員を確保すること。また、要員が逼迫している現状に踏まえ、ライフサイクル運用中における長期研修や、企画部門への転勤は行わないこと。
3. 委員会活動により36違反（日の8時間超え）を発生させたことから、委員会活動についてもマイプロジェクト同様に月2回、1回2時間程度とすること。
4. 小山車両センターにおいて、輸送混乱時に運用計画を作成し十分に睡眠時間を確保できない状況が常態化している実態を解消すること。

5. 営業職場において、定例的に始業時間前に作業を行っている実態を是正すること。
6. 設備関係の新入社員研修期間における年休の態様は、現場配属時における職場教育の体制を考慮するとともに、本人希望を尊重し、無理な態様は行わないこと。また、年次有給休暇の態様を行う際は、丁寧に行うことを現場管理者に指導徹底すること。
7. 企画部門全体の超勤が増加傾向にあることに対する、大宮支社の見解を明らかにすること。また設備部電力課の年間MAX超勤が、550時間を超えていることから体制を強化すること。
8. 静養休暇の取得率を明らかにし、女性が静養休暇の取得出来る職場環境を整えること。
9. 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会の開催は月1回以上実施し、50名未満の事業所においても、準じて開催すること。
10. 厚生労働省が定める過労死の認定基準80時間を上回る法定外の時間外労働が発生していることから、特別延長の月の限度時間を45時間から35時間に変更（合計80時間）すること。
11. 厚生労働省が定める、ストレスチェックの制度の実施にあたり、対象の労働者への周知を安全衛生委員会等で行うとともに、事業者に対して実施が求められていることから、時間外労働として取り扱うこと。
12. 法の趣旨に基づき、36協定の締結単位は事業所単位とすること。
13. 36協定の締結期間は、4月1日から3月31日の一年間とすること。なお、今締結期間においては、暫定的に8月1日から3月31日までとし、同期間内を検証期間とすること。

以上